

立川市森林環境譲与税基金条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定による。

立川市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第 号）第27条に規定する森林環境譲与税を財源として、立川市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入する。

(処分)

第5条 基金の処分する額は、予算で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。